

岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領等の一部改正の取扱いについて

(平成14年4月1日工検第58号の2)
経営管理部長から本庁各課(室)長、各現地機関の長

このことについて、標記要領等の一部改正については平成14年4月1日付け工検第58号で通知しているところですが、この改正は、建設投資の低迷、不良債権処理の進展等により、建設業を巡る環境が一層厳しさを増す中で、構成員の一部が倒産した場合の残存構成員や下請企業等への影響等が懸念されており、共同企業体の適正な運営が従来にも増して強く求められていることを背景に、国土交通省の定める共同企業体標準協定書が見直されたことによるものです。

つきましては、今回の一部改正の趣旨等は下記のとおりですので、貴職におかれてはその趣旨等をよく理解され、契約の相手方となる共同企業体の適正な運営に向けた適切な指導についてよろしくお願いします。

記

1. 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(以下「特定協定書」という。)第7条の改正について

本条は、共同企業体の代表者が、その建設工事に関し、発注者及び監督官庁との折衝、請負代金の請求、受領等を行う権限を有するものとしている。

本条の改正は、その権限の行使の効果が帰属する主体を共同企業体とするためには、その権限の行使が共同企業体を代表して行うものであることを名義上明らかにする必要があることから、その趣旨を明確化するために行うものである。

2. 特定協定書第9条の改正について

本条は、共同企業体は、その最高意思決定機関である運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとしている。

本条の改正は、共同企業体の適正な運営を確保するためには、運営委員会において、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、実行予算及び決算方法の承認に関する事項等のほか、資金管理方法や下請企業等の決定に関する事項等も含め、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、構成員全員が十分に協議したうえでその意思決定を行うことが必要であり、代表者のみで決定すべきものではないことから、その趣旨を明確化するために行うものである。

3. 特定協定書第10条の改正について

本条は、各構成員が、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとしている。

本条の改正は、甲型共同企業体が、建設工事の施工を共同で行うことに合意して形成された複数の建設業者から成る民法上の組合の一種であり、その各構成員は共同企業体はその事業のために第三者に対して負担した債務について、商法第511条第1項により連帯債務を負うべきものと解されていることから、各構成員は、従来の建設工事の請負契約の履行に加えて、下請企業との契約、資機材企業との契約その他の建設工事の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関しても、連帯して責任を負うべきである旨を明確化するために行うものである。

なお、共同企業体が締結する下請契約等は、共同企業体として行うものであることから、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

4．特定協定書第11条の改正について

(1) 本条は、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって、各構成員からの出資金の入金、発注者からの請負代金の受入、取引業者に対する支払等の資金取引をするものとしている。

本条の改正は、共同企業体の会計処理の公正性、明瞭性の確保をするとともに、共同企業体固有の財産を代表者の財産と峻別するため、代表者名義の別口預金口座ではなく、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により資金取引をすることとするために行うものである。

なお、「前払金保証約款」において別口普通預金口座により行うこととされている前払金に関する受入、支払等の資金取引についても、同様の取扱いとすべきことは当然であることを申し添える。

(2) 共同企業体施工工事について代表者の会計に取り込んで会計処理を行っている例が見られるが、(1)の目的を達成するためには、(1)の措置に加え、共同企業体独自の会計単位により会計処理を行うべきものであること。

(3) 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるかを決定し、前払金の適正な使用を確保すること。

(4) 下請企業等への支払については、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業等に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うとともに、発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業等に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう適切に配慮すること。

5．特定協定書第16条の2の追加について

本条の追加は、3社の構成員から成る共同企業体では、共同企業体協定書において除名に関する規定がない場合であっても、民法上の規定に基づく除名対象者以外の構成員全員の承認及び発注者の承認を得ることにより、構成員の除名を行うことは可能であったが、共同企業体の適正な運営を確保するため、その趣旨を明確化するために行うものである。

「除名し得る正当な理由」には、除名される構成員に重要な義務の不履行が生じた場合のほか、共同企業体の業務執行に当たり不正な行為をした場合等が該当すると考えられるが、単に会社更生手続開始の申立てや民事再生手続開始の申立ての事実のみをもって除名することは妥当ではなく、当該申立て会社については構成員としての義務を果たすことができるかどうかを実質的に判断すること。

なお、2社の構成員から成る共同企業体においては、除名を行うためには予め共同企業体協定書において契約事項として定めておく必要があること。この場合において、当該共同企業体は民法上の組合としての実態を失うものの、残存構成員たる1社が当該工事を完成する能力及び意思があると認められるときは、当該共同企業体は継続し、かつ、従前の契約は有効として取扱うことが適当であること。

6．特定協定書第17条の2の追加について

本条の追加は、共同企業体の適正な運営を確保する観点から、工事途中において、他の構成員全員及び発注者の承認により代表者を変更できることとするために行うものである。

「代表者として責務を果たさなくなった場合」には、代表者としての権限行使が適切に行えなくなった場合等が該当すると考えられるが、単に会社更生手続開始の申立てや民事再生手続開始の申立ての事実のみをもって代表者を変更することは妥当ではなく、当該申立て会社については代表者としての義務を果たすことができるかどうかを実質的に判断すること。

なお、特定建設工事共同企業体においては、代表者は円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力が大きい者とされており、また、代表者の出資比率は構成員中最大とされていることから、代表者を変更する場合は、他の構成員のうち施工能力が大きい者（等級の異なる者による組合せにあっては、上位等級の者）とするとともに、出資比率を当該構成員の出資比率が構成員中最大となるよう変更すること。

附 則

1. 「岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領、岐阜県一般競争入札実施要領及び岐阜県公募型指名競争入札実施要領の一部改正について」（平成14年4月1日付け工検第58号）による改正後の特定協定書は、平成14年度以後に競争参加資格の認定を受ける共同企業体について適用されるが、本則4.(2)については、共同企業体の会計処理を自らの会計に取り込んで行っている建設業者がその会計処理方法を変更するために電算システムの変更等の準備に一定期間を要する場合において、本則4.(1)の目的の達成に資するため、共同企業体独自の預金口座の資金の留保が可能な限り行われないう、構成員に対する出資金の請求時期を取引業者に対する現金による代金支払い時に限定する等の資金管理方法が運営委員会において決定されたときに限り、準備に要する期間の範囲内で、かつ、平成15年3月31日までに競争参加資格の認定を受けた共同企業体については、適用しないものとする。
2. 本則4.(3)及び(4)については、平成13年度以前に競争参加資格の認定を受けた共同企業体についても適用する。